

島根県議会 意見書 採択される

地域主権会議における法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題について、平成26年12月11日までに27の都道府県及び政令指定都市において反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、行政改革担当大臣、総務大臣、内閣官房長官及び法務大臣等宛）に提出する意見書が採択されておりましたが、本年12月16日に島根県議会においても地方自治法第99条の規定による本件権限を地方に移管することについて反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣及び法務大臣宛）に提出する意見書が全会一致で採択されました。

全調政連 ニュース No. 24 06 でも申し上げさせていただきましたとおり、法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題については、移管することにより国民及び地方の負担が増幅し、登記行政の全国不統一への懸念等から、日本土地家屋調査士会連合会及び全国土地家屋調査士政治連盟が一致団結して反対している問題であります。この問題については、平成24年11月15日「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が閣議決定されたことについて、全国知事会が、『本法律案

は、国の出先機関の事務を地方公共団体に移譲することにより、二重行政の解消や地域住民によるガバナンスの強化が図られることや、基礎自治体の意見を大きく反映させることを可能とするなど、真の分権型社会の実現に大きく寄与するものである。

本会（全国自治会）においても、法案を速やかに提出することを強く求めており、法案化に至ったことを率直に評価するとともに、野田総理大臣、樽床地域主権推進担当大臣をはじめ、この間の関係者の尽力に敬意を表したい。今般、衆議院議員総選挙が行われるが、各政党においては、法案に対する論議を深めていただき、選挙後に早期に国会提出の上、成立を期していただくことを強く望むものである。

本会（全国自治会）においても、真の分権型社会の実現に向け、その覚悟を持ち、引き続き全力を尽くす所存である。』との声明発表を行ったことから、国のみの説得だけではなく、地方でも受付を行わない旨の決議を得ることにより双方から反対を表明していくことがより強固な反対運動ができるものとして推進しているものであります。

詳細については以下のとおりです。

地方議会採択一覧

	議会	採択若しくは 意見書日付	各議会の HP 該当ページ
1	大阪府	2011年3月16日	http://www.pref.osaka.jp/gikai_giji/h2302/2302-03ikensho.html
2	神奈川県	2011年10月14日	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/gikai/p383134.html#01
3	富山県	2011年12月13日	http://www.db-search.com/toyama/ikensho/index.html
4	茨城県	2011年12月20日	http://www.pref.ibaraki.jp/gikai/tayori/tayori201112_pdf/ikensyo.htm#2
5	静岡県	2012年3月16日	http://www.pref.shizuoka.jp/gikai/ikensho/iken2402.html#NO.1
6	福島県	2012年3月16日	http://www.pref.fukushima.jp/gikai/pdf/2402/iken2.pdf
7	北海道	2012年3月23日	http://www.gikai.pref.hokkaido.lg.jp/honkaigi/29honkaigi/24-1t/ikenan.htm#9
8	鹿児島県	2012年3月26日	http://www.pref.kagoshima.jp/ha01/gikai/topix/iken/h2401/h2401ikensyoketugi.html
9	東京都	2012年6月20日	http://www.gikai.metro.tokyo.jp/opinion/2012/e12i2101.html
10	横浜市	2012年6月21日	http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kiroku/kaketsu.html
11	和歌山県	2012年6月29日	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/200100/www/html/giketu/wagi17-068.html
12	岐阜県	2012年7月5日	http://www.pref.gifu.lg.jp/gikai/teireikai/heisei24/h2403teirei/hatuan/touki.html
13	千葉県	2012年7月6日	http://www.pref.chiba.lg.jp/gikai/giji/gaiyou/h24/h24-6-teirei/kaketsu.html
14	高知県	2012年7月6日	http://www.pref.kochi.lg.jp/~gikai/info24-06.html
15	大分県	2012年9月20日	http://www.pref.oita.jp/site/gikai/kaketsu24-3.html#iken
16	長野県	2012年9月28日	http://www.pref.nagano.lg.jp/gikai/chosa/teireikai/houkoku/h2409/giin.html#10
17	徳島県	2012年10月12日	http://www.pref.tokushima.jp/gikai/honkaigi/h24/gika1209-ikensho5.html
18	埼玉県	2012年10月15日	http://www.pref.saitama.lg.jp/page/gikai-gaiyou-h2409-5.html
19	石川県	2012年12月19日	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/gikai/gaiyou/201211/mokuji201211.html
20	山梨県	2013年3月22日	http://www.pref.yamanashi.jp/gikaisom/h25_2ikennsho.html#c1
21	名古屋市	2013年12月6日	http://www.city.nagoya.jp/shikai/cmsfiles/contents/0000054/54230/chihouhenojou-ikensyo.pdf
22	奈良県	2014年3月25日	http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=35183
23	三重県	2014年6月27日	http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/katsudou/honkaigi/iken/2014/2014-6/iken-4-touki.htm

24	佐賀県	2014年7月4日	http://www.pref.saga.lg.jp/web/at-contents/gikai/singikekka/gjiroku/_81308/_81311/_81655.html
25	滋賀県	2014年8月12日	http://www.shigaken-gikai.jp/g07_IkenView.asp?SrchID=628&bunrui=&keyword1=&keyword2=
26	宮崎県	2014年12月2日	注: 県議会 HP には 2014.12.9 現在においては、未掲載
27	札幌市	2014年12月11日	http://www.city.sapporo.jp/gikai/html/documents/26_4t_03.pdf
28	島根県	2014年12月16日	http://www.pref.shimane.lg.jp/gikai/ugoki/giinteishutsu/ikensho/h26/ikensyo_h2611_14.html

島 議 第 3 9 8 号

平成26年12月17日

島根県土地家屋調査士会

会長 安達 和伸 様

島根県土地家屋調査士政治連盟

会長 加藤 俊彦 様

島根県議会議長 岡本 昭二



請願の議決結果について（通知）

平成26年11月5日受理した請願（第40号）については、第447回
定例会において、別紙のとおり議決されましたのでお知らせします。

島根県議会事務局

議事調査課 担当：松浦

TEL:0852-22-5359

総務委員会 請願審査結果表 (26. 11定 新規分)

(政策企画局)

受理番号 年月日	件 名 要 旨	提 出 者 紹 介 議 員	結 果	措 置
第40号 26.11.5	<p>登記の事務・権限等の地方への移譲反対について</p> <p>請願の趣旨 島根県議会におかれましては、平素より島根県民のため県政にご尽力されておりますことに敬意を表しますとともに、土地家屋調査士制度の健全な発展に深いご理解をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。</p> <p>平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の原則廃止姿勢の下、地方自治体への事務・権限等の移譲など抜本的な改革を進めることが定められました。私どもは、「国と地方の役割分担の見直しを行い、事務、権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつ総合的に実施できるようにする」という、同大綱に定める国の出先機関改革の理念については反対するものではありません。しかし、「法務局が行う事務・権限を地方に移管すること」につきましては、私ども土地家屋調査士の業務は法務局等が行う事務と密接に関係することからその理念の実現を目指すことと反するものであることを知る者として懸念を抱き、下記のとおり請願する。</p> <p>よって島根県議会として地方自治法第99条の規定による、「法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管することについて反対する」意見書を国会並びに関係行政機関に提出されますよう、お願い申し上げます。</p> <p>請願の理由・経緯等 (1) 法務局等が行う登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する信用制度であり、中立性・公正性の高い機能を有しております。また、国民の権利擁護に係るものであり、全国統一した法解釈や運用を要し、統一した事務処理基準を堅持する必要があります。筆界の判断において、土地の所有者等権利者の認識とは異なる場合であっても、国が示すゆえに受け入れられるものであり、それは法14条地図整備事業の限りなくゼロに近い筆界未定率からも明らかであるといえます。</p> <p>よって、国の機関である法務局等が全国的に統一した基準により直接実施しなければな</p>	<p>松江市南田町26番地</p> <p>島根県土地家屋調査士会 会長 安達和伸</p> <p>島根県土地家屋調査士政治連盟 会長 加藤俊彦</p> <p>(紹介議員) 福田 正明 田中 八洲男</p>	26.12.16 審議 採択	

らないことを申し述べる。

(2) 法務局等の登記官が職務を遂行するに当たっては、民法、不動産登記法、会社法、民事訴訟法等のその高度な法律的専門的知識・能力に基づく判断が求められています。それゆえ地方に移管された場合、地方自治体及びその職員の能力について著しい負担が生じるとともに、その地域の財政状況の格差その他の事情によって処理能力等の格差が生じることも懸念されます。登記は不動産取引等経済活動に密接に関係するものであり、安全安心に、さらに迅速円滑に処理され続けなければならない。

したがって、登記事務に従事する専門職員の教育及び研修は、長期的な視点をもって、国が一元的・体系的に行うべきであることを申し述べる。

登記の事務及び権限等の地方への移譲に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年12月16日

提出者

大屋俊弘	山根成二	平谷昭
藤間恵一	白石恵子	五百川純寿
成相安信	細田重雄	福田正明
田中八洲男		

(別紙)

登記の事務及び権限等の地方への移譲に反対する意見書

政府におかれては、地方分権改革を推進するため、内閣に設置された地方分権改革推進本部を中心に、国から地方への事務及び権限の移譲等についての検討が進められています。

国と地方の役割分担の見直しは、地域における行政を地方自治体が自主的かつ総合的に実施できるようにするためには欠くことのできない重要な課題であり、国から地方への事務及び権限の移譲等については、確実な財源措置の実現とともに、今後とも推進されなければなりません。

しかしながら、法務局等が行う登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する信用制度であり、中立性・公正性の高い機能を有しております。また、国民の権利擁護に係るものであり、国の機関である法務局等が全国的に統一した基準により直接実施する必要があります。

また、法務局等の登記官が職務を遂行するに当たっては、民法、不動産登記法、会社法、民事訴訟法等のその高度な法律的専門的知識・能力に基づく判断が求められます。

よって、政府におかれましては、登記事務に従事する専門職員の確保などの視点から、法務局が行う登記の事務及び権限等を地方への移譲対象としないよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣官房長官
国家戦略特別区域担当大臣

【平成26年12月16日 原案可決】